

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和 2 年 5 月 1 4 日
宮 崎 県 教 育 委 員 会

政府の緊急事態宣言の対象地域解除を受けて、これまでの対応から次のとおり変更する。

1 対応について

5 月 2 5 日（月）の学校再開に向けた、段階的な取組をさらに進める。
そのために、各学校において「宮崎県立学校における新しい生活様式」の実践に取り組むとともに、実践が可能な学校においては、5 月 2 0 日（水）より全学年を対象とした連日の登校日の設定、部活動の一部再開を認める。

※宮崎県立学校における新しい生活様式（以下「生活様式」という）

5 月 2 5 日（月）からの学校再開に向けて、国が示した「新しい生活様式」を参考に、今後、児童生徒等が生活の中で取り入れていく取組を示したもの（別紙①参照）

（1）全学年を対象とした連日の登校日の設定について（別紙①参照）

- 「生活様式」の実践が可能と校長が判断した場合は、20 日（水）から全学年を対象とした連日の登校日の設定を認める。
- 「生活様式」については、25 日からの学校再開時の感染拡大防止策として、各学校において可能な限り実践することとなるので、全学年を対象とした連日の登校日の設定の有無にかかわらず、必ず臨時休業期間中に、保護者及び児童生徒等に対して周知・指導を行うこと。
- 特別支援学校については、引き続き、児童生徒等の障がいの種類や程度等を踏まえた検討を行った上で、登校日の実施については判断すること。

（2）部活動について（別紙②③参照）

- 感染拡大防止策を取った上で、登校日を設定している日に限り、活動を認めることとする。
- 分散登校を行う際は、登校した者のみの活動とすること。
- 原則として学校単位で行うこと。

2 その他

- 今回の対応について、児童生徒等及び保護者へは学校からホームページやメール等で周知すること。
- 登校日の実施にあたっては、文部科学省初等中等教育局長通知（別添写し）の「（2）各教科等の指導における感染症対策について」等を参照し、感染拡大防止に努めること。
- 対応方針は、今後の国の動向や感染の状況等を見ながら総合的に判断し、適宜見直すこととし、5 月 2 5 日（月）以降の対応等を含め、5 月 2 1 日（木）までに連絡を行う。

(別紙①)

宮崎県立学校における新しい生活様式

5月25日からの学校再開に向けて、国が示した「新しい生活様式」を参考に「宮崎県立学校における新しい生活様式」を作成しました。

各学校においては、感染拡大防止策として、実践が徹底できるよう準備等をお願いします。

1 登下校等の対策

(1) 家庭と連携した検温及び健康観察シート等を活用した健康管理を行う。

登校前に確認できなかった児童生徒等は、登校後に必ず保健室等で検温を行う。

(2) 登下校では、症状がなくてもマスクを着用する。

授業における手作りマスクの製作など入手が困難な児童生徒等への対応を図る。

(3) 登下校直後の手洗いをを行う。

登校後、帰宅後は30秒程度かけて水と石けんで手を洗うよう指導する。

2 授業等の対策

(1) 校内では、症状がなくてもマスクを着用する。

授業における手作りマスクの製作など入手が困難な児童生徒等への対応を図る。

(2) 教室の換気をこまめに行う。

休み時間以外に、授業中も定期的に行う。

(3) 毎時間の授業開始時に健康観察を行う。

教科担任が児童生徒等の健康観察を行い、授業を開始する。

(4) 活動時における児童生徒等の身体的距離の確保を行う。

教室内の座席や集会等の整列時など可能な限り間隔を空ける。

(5) 児童生徒等が対面とならないような形で活動を行う。

授業や昼食時には対面となるような活動等を避ける。

3 放課後・部活動等の対策

(1) 部活動を除く、放課後の不要不急の活動等については極力控える。

実施する場合は、授業等の対策と同様に感染拡大防止策を徹底し、長時間の活動は行わない。

(2) 部活動の開始前には、健康観察を行う。

部顧問が児童生徒等の健康観察を行い、部活動を開始する。

(別紙②)

運動部活動再開の留意事項について

【令和2年5月20日(水)から24日(日)までの登校日】

部活動を再開するにあたり、部活動における新型コロナウイルス感染を予防するため、以下の内容を、全部活動顧問で共通理解したうえで適切に対応くださるようお願いいたします。

ア 3つの条件が重ならないよう実施内容の方法を工夫すること。

- ・ 一度に大人数が集まって密集するような活動とならないよう配慮すること。
- ・ 屋内での活動については、こまめな換気に努めること。
- ・ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えること。

イ 身体接触を伴う活動は行わないこと。

ウ 活動場所は、校内とすること。ただし、通常の活動場所として学校が管理している施設については可とする。

エ 合宿、他校との交流(合同練習や対外試合等)は行わないこと。

オ 感染症防止対策が十分にとれない場合は、部活動の実施を見合わせる。

※ イ及びエについては、段階的な対応を今後通知する。

【具体的な留意事項】

- 1 練習前の健康状態(検温、発熱等の風邪症状の有無等)を確認し、生徒に発熱等の風邪症状が見られるときは、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- 2 一斉臨時休業において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意すること。
- 3 1回の活動時間は更衣、準備、片付け等を含めて2時間以内とすること。
- 4 部室等の利用にあたっては、短時間での利用としたり一斉に利用しないなどに留意するように指導すること。
- 5 活動中は細めに生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させること。
- 6 部活動で使用する用具や物品の共用を出来るだけ避けること。共用を避けるのが難しいものについては、使用後手洗いをするように指導するとともに使用した用具や物品については消毒を行うこと。
- 7 補食や水分補給の際には、他人との距離に配慮するとともに、タオル、コップ等の共用を避けること。
- 8 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師等が部活動の実施状況を把握すること。

(別紙③)

文化部活動再開の留意事項について

【令和2年5月20日(水)から24日(日)までの登校日】

部活動を再開するにあたり、部活動における新型コロナウイルス感染を予防するため、以下の内容を、全部活動顧問で共通理解したうえで適切に対応くださるようお願いいたします。

ア 3つの条件が重ならないよう実施内容の方法を工夫すること。

- ・ 一度に大人数が集まって密集するような活動とならないよう配慮すること。
- ・ 屋内での活動については、こまめな換気に努めること。
- ・ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えること。

イ 身体接触を伴う活動は行わないこと。

ウ 活動場所は、校内とすること。ただし、通常の活動場所として学校が管理している施設については可とする。

エ 合宿、他校との交流(合同練習や対外試合等)は行わないこと。

オ 感染症防止対策が十分にとれない場合は、部活動の実施を見合わせる。

※ イ及びエについては、段階的な対応を今後通知する。

【具体的な留意事項】

- 1 練習前の健康状態(検温、発熱等の風邪症状の有無等)を確認し、生徒に発熱等の風邪症状が見られるときは、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- 2 生徒の体力の状況等を確認しながら、段階的な練習計画を立てて実施すること。
- 3 1回の活動時間は更衣、準備、片付け等を含めて2時間以内とすること。
- 4 唾液の飛沫による感染に注意すること。例えば、吹奏楽・合唱・演劇・郷土芸能では、楽器等について適切な唾液の処理を行うこと。また、円形や向かい合っでの発声練習等を行わないこと。
- 5 器具や備品等の衛生管理を随時行うこと。例えば、放送では、マイクをその都度消毒すること。また、茶道では、作法や所作を中心に練習し、点てたお茶を他人に提供しないこと。
- 6 窓を閉めて行う書道のような活動においては、こまめに換気を行うとともに、生徒間の間隔を十分にとること。
- 7 補食や水分補給の際には、他人との距離に配慮するとともに、タオル、コップ等の共用を避けること。
- 8 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師等が部活動の実施状況を把握すること。